

大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪の抑止を図るため、自治会内に防犯カメラを設置しようとする自治会に対し、当該事業に要する費用について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、大和郡山市自治連合会において認められた自治会及び代表者地区（以下「自治会等」という。）に対して交付するものとする。

(補助要件)

第3条 補助の対象となる事業は、自治会等がその区域内に防犯カメラを設置する事業のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該事業の実施について自治会の総意を得ていること。
- (2) 当該事業の実施について郡山警察署の助言を受けること。
- (3) 当該防犯カメラの設置完了の日から起算して5年以上当該防犯カメラが適切に維持管理されること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域（以下この号及び第6条第4号において「撮影対象区域」という。）が当該自治会等の区域内であり、かつ、撮影対象区域のおおむね2分の1以上が、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であること。
- (5) 防犯カメラの設置を示すプレートを取り付けること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助の対象とする防犯カメラは、1自治会当たり2台までとする。

- (1) カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入に要する経費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 防犯カメラの設置を示すプレート等の設置に要する経費
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満端数切り捨て）とする。ただし、防犯カメラ1台につき150,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用の見積書
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (3) 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- (4) 防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図
- (5) 防犯カメラを設置する場所の所有者が申請者と異なる場合にあっては、当該所有者の同意を得たことを証する書類
- (6) 当該自治会の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることを証する書類

（補助の指令）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、自治会等に対して補助を指令（様式第2号）するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の変更等）

第8条 補助の指令を受けた自治会等で、当該事業を変更又は廃止しようとするときは、大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金変更申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による補助金変更申請があった場合は、市長は第7条に準じて決定の内容を変更し、大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により自治会等に通知するものとする。

（完了及び交付請求）

第9条 補助の指令を受けた自治会等は、当該事業が完了したときは、速やかに事業完了届（様式第5号）及び大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない

ない。

- (1) 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類
- (2) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (4) 次に掲げる事項を記載した当該防犯カメラの管理規程
 - ア 防犯カメラの設置目的
 - イ 防犯カメラの管理責任者
 - ウ 防犯カメラの設置場所及び設置台数
 - エ 設置表示及び管理方法
 - オ 記録した画像等の管理
 - カ 画像の利用制限
 - キ 苦情等への対応

(補助金額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による完了届及び交付請求書の提出があった場合は、速やかに検査を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は第 7 条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 第 10 条の規定による検査を拒んだとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(維持管理)

第 12 条 防犯カメラの維持管理に要する経費は、自治会等の負担とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。